

2013年2月定例県議会一般質問

2013年3月5日 宮本しづえ

日本共産党の宮本しづえです。私は、県民の不安に寄り添い、くらしと生業の回復に不可欠である、除染、賠償、健康対策について伺います。

一 最初に除染の促進、事業の信頼確保対策について伺います。

除染事業は、福島県復興に不可欠の事業です。原発事故によって県民が抱える不安の中心は、放射能への不安であり、避難地域が解除されても尚、戻れない住民が多数に上り、避難指示がない地域からも約2万8千人近い自主避難者が、県内外に避難しているのもそのためです。この不安払拭のためには、徹底した除染を急いで進めることが求められています。しかし、全県の住宅除染実施戸数は、1月末で13000戸程度に過ぎず、約4000戸完了したとされる福島市でも、思ったほど線量が下がらないなど、様々な問題が浮き彫りとなり、除染作業員の待遇についても、多くの問題点が明らかになるなど、多様な問題が山積しています。除染は福島県の復興のスピードを決めると言っても過言ではない重要事業です。本来国が責任を持つべきなのに、除染特措法で、避難区域外と年間20ミリシーベルト以下は市町村事業とし、丸投げした問題が根本にはあります。

事業の信頼性を高め、作業員及び財源の安定確保、住民の理解と協力を得るため、県がイニシアを發揮して取り組まなければなりません。以下、提案を含め当局の対応を伺います。

市町村が実施する除染事業の全体計画を、県として早期に把握し必要な支援策を講じるべきです。

全体計画を策定するに当たり、特措法の主旨が市町村に正しく理解されているのかという問題があると思います。

市町村の除染計画は、現時点の空間線量ではなく、事故発生2011年に測定された空間線量に基づき、年間追加被ばく線量1ミリ、すなわち毎時0.23 μ シーベルトを超す地域を除染すべき地域として計画を策定し、国が交付金対象とする枠組みになっています。しかし自治体によっては、年間線量が5ミリシーベルト、毎時1 μ シーベルト以下を当面の目標として、それ以下のところは除染対象にしないというところもあり、住民からは、不安と批判が噴出する事態も起きています。

各市町村がどのような計画づくりになっているか確認し、援助する県の役割が必要だと考えます。県は、適正な計画策定となるよう、指導援助し住民の不安解消を図るべきだと思います。

地元紙の調査に答えた市町村計画が、2月3日に報道されました。それによると、回答した市町村の住宅除染計画戸数の合計は、36万5430戸になります。しかし最大の人口を占めるいわき市は未定としているなど、これで全体像が示されているわ

けでもありません。

① 2年たってもなお、市町村が全体計画を示せない現状を踏まえて、どこに問題があるか調査分析し、県は、市町村が早期に除染の全体像を示せるよう支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

② 除染の遅れの原因として、仮置き場確保に加えて、作業員の確保の問題があります。安倍政権発足で、全国的に公共事業が拡大されれば、なおのこと除染作業員の確保は困難になると思われます。

県内で実施されている除染作業に何人の作業員が携わっているか、最大人員を国直轄と、市町村実施分とに分けてお示してください。

③ 市町村の住宅除染の本年度発注件数に対する実施率は、1月末で20.2パーセントに留まっていることを考慮すると、本格化した場合に相当の人員不足が起きるものと想定されます。

県民健康管理調査基本調査結果では、4か月間の外部被ばく線量が県北地区は、1ミリ以下は34パーセントと少なく、1ミリを超える被ばく者が多い実態も明らかとなりました。県北地区など、県民が住んでいる市町村実施区域での除染を優先する必要性が裏付けられたと思います。

先日、共産党議員団は、檜葉町の除染作業を視察しましたが、空間線量も県北地区と変わらず、除染作業自体も基本的に変わりません。同じ作業なら、危険手当がつく方に人が集まるのは当然で、これでは市町村事業が進まなくなります。県労連の除染労働110番には、南相馬市のホットスポットで、「7ないし10μシーベルトあるところで作業しているが、危険手当がつかないのはおかしい」との相談が寄せられました。

市町村除染事業に携わる作業員の確保について、県はどのように支援するのか、県の考えを伺います。

④ 県内で、単年度3000億円から4000億円の最大の公共事業を地元経済に環流させ、地域復興に役立てる意味でも、地元業者への優先発注と下請けとの適正な契約締結に向けた監督指導の重要性も浮き彫りになっています。

公共事業の下請け構造が、除染事業にも表れており、同じ作業なのに、作業員の賃金には大きな格差が生じています。

設計単価が現場で果たしてどうなっているのか、県は調査し適正化を図るべきです。国は、除染事業の下請けは3次までしか認めないとも聞きますが、市町村事業においても、監視を強化し、設計単価どおりの事業が実施されるよう、仕組みづくりを県のイニシアで進めるべきだと思います。

この機に福島県における公契約条例制定に取り組むべきではないかと思いますが、いかがお考えか伺います。

⑤ 2011年度から、下請け状況実地調査を行っているとのことですが、この調査結果をお示してください。

⑥ 最大の公共事業である除染事業においても、下請け状況についてしっかりと把握すべきと思いますが、県の考えを伺います。

⑦除染に取り組む市町村での圧倒的な体制不足が、丁寧な住民への説明が行われないことや、作業内容を確認し、確実な放射線量低減を図り除染事業の信頼を勝ち取るうえでの障害となっていると訴えられております。

これらのことから、県は、市町村の除染推進体制の強化について、どのように支援するのか伺います。

⑧水田や畑地の除染に当たっては、農地一筆毎に線量を測定し、汚染度合いに応じたきめ細かな対策が必要だと、JA県中央会からも要望されました。

JA新ふくしまは、ならコープの支援を受け、農地一筆毎の線量調査を行っていますが、本来は国の責任で実施すべきです。

農地の放射性セシウムによる汚染状況を農家を知ることができるようにすべきと思いますが、県の見解を伺います。

⑨農家は依然として高い線量の下での農作業を強いられていることから、作業での被ばく線量を低減させることが求められていますが、県はどのように対処するのか伺います。

⑩森林除染が進まない中で、原木しいたけ栽培農家は、ハウスでの再生産に向けて準備を進めていますが、基準を超える放射性物質が検出された場合に賠償されるのか、農家は不安に思っています。

今後、しいたけ栽培農家の損害に対して確実な賠償を東電と国に求めるべきと思いますが、県の見解を伺います。

⑪コンクリートの表面削り取りなど、すでに多くの事例で効果が実証されているにもかかわらず、個別に国と協議しなければ交付金対象にしない等の国の指導に市町村は手間を取られ、住民への対応が結果として後回しにせざるを得ない状況も生まれています。

効果が実証された除染手法については、個別協議を不要とするよう国に求めるべきと思いますが、県の見解を伺います。

⑫以上述べたような除染に関わる様々な問題について、除染に関わる市町村が、国も交えて意見交換する場を県が設定すべきと思いますが、県の見解を伺います。

二 賠償問題について伺います。

2011年12月、野田首相の原発事故収束宣言が、事故の風化を加速させ、被災者への支援策打ち切り、賠償打ち切りに大きく舵が切られ、それがまた被災者を一層苦しめる原因となっています。原発事故は収束しておらず、被害は継続していることを県が率先して発信すべきです。

旧緊急時避難準備区域は、2011年9月30日で避難指示が解除されたことを受けて、原子力損害賠償紛争審査会は、2012年3月16日の中間指針第二次追補で、2012年8月末を目安に賠償を終期とするとされました。しかし、8月末における住民の帰還状況は、どの市町村も僅かに1割程度に過ぎず、圧倒的住民は戻っていないことが明瞭であるにもかかわらず、東電は機械的に指針が目安とした2012年8月末で精神的損害賠償の一律一人月10万円を打ち切り、現在は高校卒業までは(1か

月一人5万円で今年3月までの7か月分35万円プラス生活費の増加分20万円で一人55万円、その他は生活費の増加分として一律20万円で賠償は終了とされてしまったのです。1月28日に東電の福島県復興共同センターへの説明では、あくまで国の指針に基づいたものであり、国の紛争審査会が、賠償を継続すべきとの判断をすれば、自分たちはそれに従うだけだと述べ、加害者意識は全く見られません。それだけに、行政の責任は大きいことを自覚すべきです。

①そこで、川内村、広野町など旧緊急時避難準備区域の帰還の現状を、県はどのように把握しているかお示してください。

②共産党県議団は、2月5日、広野町、楢葉町を視察しましたが、改めて現地は指針が想定したとおりに進んでいないことを確認しました。

県は、旧緊急時避難準備区域における精神的損害に対する賠償が継続されるよう原子力損害賠償紛争審査会に指針の見直しを求めるべきと思いますが、見解を伺います。

東電は、旧緊急時避難準備区域の賠償打ち切りが、避難指示区域以外の住民に対する賠償打ち切りの根拠となっているとも説明しました。これが県民の気持ちや被害の実態を反映したものでないことは明らかです。

知事が会長の原子力損害対策協議会は、2011年10月24日、東電に対する公開質問書で、県内全域で放射線による不安にさらされていることから、全ての県民の精神的損害を賠償の対象にすることを求めています。この立場は今後も変わるべきではありません。

避難指示の有無にかかわらず、県民が抱える精神的ストレスは、日を追うごとに拡大しています。家族がバラバラに生活することによる自主避難者のストレス、避難せずに留まって生活していても放射能に対する受け止めの違いが家族間や友人間、地域間に亀裂を生むストレス、青年たちは、直近に迫る問題として、結婚できるのか、子供を産んで大丈夫なのかと不安に苛まれるなど、今後何年続くか分からない放射能との闘いを強いられており、これこそが精神的被害の実態なのです。

③全ての県民を対象とした精神的損害の賠償を国、東電に求める立場を変えることなく、完全賠償の実現に取り組むべきですが、知事の見解を伺います。

④この間、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立により和解した事例の中には、個別的条件に留まらず、同様の条件を持つ被害者にあまねく適用すべき内容が含まれています。たとえば、障害者が避難に伴って受けた困難は、一般の避難者と同様にはできない特別なものであったとして申し立てた事例では、精神的被害に2倍の賠償金を支払うとの和解が成立しています。これは全ての障害者、要介護高齢者が共通して受けた困難であり被害であると考えます。

このように被害者に共通する和解事例について、同様の事例にも賠償するよう東電に求めるべきと思いますが、県の見解を伺います。

三 全ての県民の健康管理の徹底について伺います。

この間、18歳までの甲状腺エコー検査で新たに2人に甲状腺がんが、7人にその

疑いがあることが判明し、県民に新たな衝撃を与えています。県民健康管理調査検討委員会の、今回の原発事故によるものとは考えにくいとの見解が報道され、これがまた県民の政治不信を招いています。

原発事故に起因するかどうか安直な判断をせず、慎重に検討するとともに、不安に寄り添う丁寧な説明が求められます。同時に、全県民を対象にした徹底した検診の実施で、他県を上回る攻勢的な県民健康管理体制を構築することが不安に応える保障ともなります。

共産党県議団は基本調査の回答率23.2パーセントという低い状態を打開するための特別の手立てを求め続けていますが、来年度予算案では抜本的な改善の取り組みは見当たりません。

①県は、県民健康管理調査基本調査の回答率向上にどう取り組もうとするのか伺います。

②国の原子力規制委員会は、福島県が実施している子供の甲状腺検査について、線量が低い地域は途中で打ち切ることも検討すべきとの提案が出し、関係者から批判が起きたと報道されました。この検査は、県民の健康管理の基本的調査の一環として位置づけられた重要な事業であり、県は当初計画どおりに全県で実施すべきですが、見解を伺います。

③放射能の人体への影響について調査研究するための拠点施設「ふくしま国際医療科学センター」を福島医大に建設するための予算が本格的に始動します。また、南東北脳疾患研究所には、43億円の国の直接助成で、放射線による最新治療機器が配備されるとも聞き及んでいます。これは高額な治療費が見込まれると思います。陽子線治療もそうですが、高額な放射線治療が、あまねく県民のがん治療に活用されるための患者負担の軽減対策が求められていることを指摘しておきたいと思います。

すでに福島医大には日本で唯一というPET・MRI検査機が配備されましたが、この検査機は保険対象となっていない。

この最新機器が広く県民の健康管理に生かされるためには、誰もがこの機器による診断を受けられる保障が必要ですが、県はどのように考えているのか伺います。

④県民が最も不安に感じているがん対策では、新年度予算にこの啓蒙活動支援として、8800万円が組み込まれたことは、一步前進です。しかし、2010年度のがん検診受診率は、胃がん検診の30パーセント台を除くと、軒並み20パーセント台に留まっており、これを引き上げるには、大県民運動が必要だと思います。

県民の健康への関心が高まっている時期だからこそ、攻勢的な取り組みチャンスと捉えて、県民の健康増進を図る大運動を県から発信し、検診を始めとした各種健康増進の事業を市町村任せにしないことです。検診の無料化を始めとする対策を財政的にも、人員体制でも市町村、県民を応援する積極的な対策を講じ、忌まわしい原発事故を県民の健康を守り増進させる契機にすべきです。県の見解を伺います。

⑤ふくしま国際医療科学センターには、子供医療センターも併設されます。この機会に、福島医大に併設されている須賀川養護学校医大分校の手狭な教育環境を改善し、医療と教育の一体的な整備を検討すべきです。更に幼稚部、高等部の設置を求める

要望も寄せられています。

そこで、県立医科大学附属病院に長期にわたって入院している高校生をどのように支援していくのか、教育委員会の見解を伺い、私の質問を終わります。

答弁

一、除染の促進及び事業の信頼確保対策について

総務部長

公契約条例の制定につきましては、我が国においては、既に、労働基準法や最低賃金法を始め、労働条件や賃金確保のための法整備が図られており、適正な労働条件や賃金水準は、基本的には、これらの法制度によって保護されているものと考えております。

次に、下請状況実地調査につきましては、県発注工事における元請・下請関係の適正化を徹底するため行っているもので、下請代金の決定過程、下請代金の支払状況などを重点調査項目として実施しております。その結果、元請会社から明細を示すことなく代金決定を行ったものや、元請会社による履行確認が不十分な事例などがあり、適正化に向けた指導や周知を行っております。

生活環境部長

除染の全体像につきましては、一部の市町村で現在も検討が進められていることから、県といたしましては、市町村への訪問等を通じて個別課題を把握しながら、参考となる他市町村の事例やデータの提供を行うなどきめ細かな対応を行ってまいります。

次に、除染作業員につきましては、これまでの除染事業における各市町村ごとのピーク時における人数を積み上げると、国直轄除染においては、六市町村で、最大約九千人、市町村除染においては、三十二市町村で、最大約一万一千人が従事しております。

次に、除染作業員の確保につきましては、市町村や業界団体等から聴き取り等を行い、実態把握に努めるとともに、除染業務講習会による除染業務従事者や現場監督者の更なる育成、多様な専門分野からなる地元事業者の組織化などにより、除染業務を担える事業者や従事者の拡大を図ってまいります。

次に、除染事業の下請状況につきましては、除染を適切かつ円滑に進めていくため、発注者である国や市町村、さらには、業界団体等と連携しながら、把握の方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、市町村の除染推進体制につきましては、日本原子力研究開発機構やふくしま市町村支援機構等と連携して適切な除染手法の選定などの技術的助言ができる専門家や除染業務の発注に必要な設計・積算業務を補助する技術者の派遣を行うとともに、除染業務講習会において除染事業者の施工状況を適切に確認できる業務監理者を育成し、求めに応じて派遣するなど、引き続き、市町村の課題やニーズに応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

次に、除染手法につきましては、これまで個別協議により認められた手法を協議不要とするよう国に求めてきた結果、ショットブラストによる舗装面の削り取りや回収型の高圧洗浄などの手法については、新たな除染手法として協議を要しないこととされたところであります。

今後とも、効果が実証された除染手法については、協議を経ずに、地域の実情に応じて活用できるよう国に求めてまいります。

次に、意見交換の場につきましては、これまでも市町村担当者会議等において国も交えて先進事例の発表や意見交換等を行ってまいりました。

今後はさらに、方部別の会議も開催し、それぞれの市町村の取組状況や地域に共通する課題などについて、より充実した意見交換を行うなど情報共有の強化を図ってまいります。

農林水産部長

農地の汚染状況の情報提供につきましては、航空機モニタリングの空間線量率と土壌調査の結果等に基づき、国と協力して作成した詳細な土壌汚染マップを各農林事務所や市町村・農協に配付し、座談会等を通じ、営農指導に活用するとともに、農家の要望等に応じて土壌の簡易測定も行うなど、今後とも、きめ細かな対応に努めてまいります。

次に、農作業での被ばく線量の低減につきましては、国の規則で被ばく線量管理が必要となる毎時二・五マイクロシーベルトを超える農用地は、避難地域以外では確認されませんでした。が、基準以下であっても、農業者の健康の面から農作業での被ばく対策は重要でありますので、今後も手袋やマスクの着用などについて引き続き周知徹底を図ってまいります。

次に、しいたけ栽培農家の損害につきましては、これまでも関係団体と共に東京電力に申入れをしており、しいたけが食品の放射性物質に関する基準値を超えた場合は、栽培状況等を個別に調査・確認の上、賠償するとの回答があったところであります。

県といたしましては、安全・安心なしいたけ生産のため、栽培技術指導に取り組むとともに、損害に対する賠償が確実になされるよう国や東京電力に申し入れてまいります。

二、賠償問題について

知事

原子力損害賠償についてであります。

原子力発電所事故による被害は全て賠償されるべきであるとの考えの下、原子力損害対策協議会の会長である私自身が先頭に立ち、東京電力に対する要求を重ねるとともに、国に対しては、内閣総理大臣を始め、担当大臣への幾度にもわたる直接要望を行うなど、損害賠償の完全実施を強く求めてまいりました。

今後とも、精神的損害はもとより、県内で生じている様々な損害に対し、被害の実態に見合った十分な賠償が確実に、迅速になされるよう、東京電力に対する公開質問や

直接要求を新年度の早い時期に行うなど、関係団体、市町村と一丸となって取り組んでまいる考えであります。

避難地域復興局長

旧緊急時避難準備区域の帰還につきましては、役場機能を戻した広野町、川内村においては、帰還できる環境の整備に取り組みながら、可能な方からの帰還を呼び掛けている中、二月末段階での各自治体からの情報により、広野町で七百人余り、川内村で千二百人程度が帰還していると承知しております。

県といたしましては、一人でも多くの方がふるさとでの暮らしを取り戻せるよう、生活に必要な環境の整備に向け、全力で取り組んでまいります。

原子力損害対策担当理事

旧緊急時避難準備区域における精神的損害につきましては、被害の実態に見合った十分な賠償が最後まで確実、迅速に行われるよう、これまでも、国の審査会が策定する指針への具体的かつ明確な反映と地域の実情を踏まえた適時の見直しを求めてきたところであり、今後も、被害者一人一人に寄り添った賠償がしつかりと行われるよう、国等に対し求めてまいる考えであります。

三、全ての県民の健康管理の徹底について

保健福祉部長

基本調査につきましては、原発事故による外部被ばく線量を推計する唯一の方法として実施しているものであり、現在、仮設住宅への戸別訪問等により、回答の作成支援に取り組んでいるところであります。また、より記入しやすい調査票への改善が可能かどうか検討を行い、基本調査の重要性についての周知も含め、今後とも回答率の向上に取り組んでまいります。

次に、甲状腺検査につきましては、発災時十八歳以下の全ての県民を対象として、二十歳までは二年ごと、それ以降は五年ごとに検査を実施していくこととしており、今後、さらに、県内外における検査体制の拡充を図りながら、長期にわたり、確実に、検査を実施してまいる考えであります。

次に、県立医科大学に配備されたPET・MRIにつきましては、がんや脳疾患等の早期診断に極めて有用な機器であるため、こうした疾病の診断に広く活用していくこととしております。なお、保険診療の取扱いについては、現在、国が、今年四月からの適用に向けて検討を進めていると聞いております。

次に、健康増進事業につきましては、新たな健康ふくしま21計画に基づき、検診の受診機会拡大のための市町村支援や地域ボランティアの育成等による受診啓発活動を推進するとともに、大学等と連携して適切な生活習慣の一層の定着を図るなど、県民の健康増進対策にしっかりと取り組んでまいります。また検診の無料化については、実施主体である市町村の判断によるものと考えております。

教育長

現在、県立医科大学附属病院に長期にわたって入院している高校生への支援につきましては、須賀川養護学校医大分校において学習の場の提供や個別指導等のサポートをしているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、一人、一人のニーズに応じた支援を継続してまいりたいと考えております。

再質問

宮本しづえ県議

最初に知事に伺いたいと思います。2011年に東電に対して行った公開質問書の立場が変わらないと、完全賠償を求め続けているんだという立場であるとするならば東電がわずかに原発事故発生から43日間しか認めていないという、避難指示区域外の大人の精神的損害について、もっと具体的な、的確な対策が必要だと思っております。原子力損害対策協議会として東電と交渉の場を持ちたいと考えているようですので、ここで避難指示の有無に関らず、全県民の精神的損害を認めて賠償するよう求めるべきと思いますが、知事の考えをお聞かせください。

また、原子力損害対策担当理事に伺いますが、旧緊急時避難準備区域の賠償打ち切りが他の地域の賠償打ち切りの根拠にされていることを考えますと、この地域の賠償の復活は大変重要だと考えます。指針では昨年8月末を目安とするけれど、実際状況を考慮して柔軟に判断することが適当であるとされているんです。ところが、昨年8月を前にして誰も状況判断を行わなかったために、機械的な打ち切りが実施されてしまったのではないかと思います。特定避難勧奨地点も含めて、避難指示された地域では住民が戻らない状況を踏まえた対応をあらためて国に求めるべきだと思います。担当理事の考えをこの点について具体的にお聞かせを頂きたいと思っております。

さらに、生活環境部長にお伺いをいたします。市町村の除染作業員の確保対策について様々な具体策が出されたんですけど、私はやっぱり国の直轄で19000人、市町村実施で11000人とほぼ横並びの人数が最大で除染作業にあっているということですけど、市町村の危険手当がない状態での除染作業を強いられていると。これから本格化することを考えますと、やっぱり危険手当をつけるということが、市町村の除染の作業員確保にとってはある意味決定的な意味を持つんだと思っております。現在県民が日常生活する空間線量を下げするためには、市町村実施の作業員確保が不可欠ですから、市町村実施の事業についても危険手当・特殊勤務手当をつけさせることが極めて有効な対策、一番有効な対策ではないかというふうに考えます。これは代表質問でも申し上げた通りなんですけど、県がなかなかその立場に立ってない。でも私は環境省がなぜ一万円の危険手当をつけたのか、この除染が特別な公共事業の位置づけを持ったからだと思うんです。それは国直轄であっても市町村実施であっても同じですよ、だから環境省の考え方に基づいて手当をつける。この立場に県も立って国に求めるべきではないかというふうに考えますので、あらためて答弁を求めたいと思

います。

保健福祉部長にお伺いをいたします。県民健康管理体制の構築についてですけど、特に徹底した健診、とりわけがん検診が非常に重要だ。この向上対策は要をなす問題です。県内市町村のがん検診の受診率と自己負担には一定の相関がありまして、全てのがん検診の自己負担を無料にしているのは県内6つの自治体ですけど、ここはおしなべて高い数値が示されているんです。ここに県はしっかりと学ぶべきです。あらためてがん検診の無料化を支援を求めるものですが見解を伺います。

再答弁

知事

避難指示等区域外の精神的損害については、東京電力が示した基準を超える損害についてもそれぞれの状況に応じて賠償されるべきであると考えております。今後も被害の実態に見合った十分な賠償が確実・迅速になされるよう、関係団体、市町村と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

生活環境部長

特殊勤務手当での支給につきましては、勤務の特殊性などの観点から支給されるものであります。県といたしましては作業員の確保等につきましては、これまで各種講習会等によりまして、除染業務の従事者など約1万人を育成してきたところでありまして、今後も除染業務を担える事業者・従事者のさらなる拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

保健福祉部長

がん検診の受診率向上に向けまして、新年度市町村と連携を図りながらですね、とにかく検診の受診率向上に全力をあげて取り組んでまいりたいとご説明申し上げました。ご答弁申し上げましたとおり、がん検診の無料化でございますけれども、あくまで実施主体である市町村の判断によるものということでございますのでご理解いただきたいと思っております。

原子力損害対策担当理事

旧緊急時避難準備区域における精神的損害につきましては、特段の事情を考慮するというので9月以降も、高校生以下の精神的苦痛その他のものを含めた生活費増加分ということで、一定の賠償が継続されているところでございます。県といたしましては今後ともそれぞれの被害者が生活を軌道に乗せることができるよう、しっかりと賠償を求めてまいりたいと考えております。

再々質問

宮本しづえ県議

まず知事に、今の答弁で避難指示区域外についても精神的な損害に対する賠償はなされるべきだという認識を示されたという点は非常に重要だと私は思います。それで再質問でも提起しましたがけれど、ぜひ損害対策協議会—知事が会長ですので、この東電への公開質問をこれから出してですね、東電と交渉したいという考え方持ってらっしゃるということのようですので、その中に非常に重要な事項として東電にこの要求をしっかりとぶつけて、そして回答を引き出すというような取組みを具体的にすべきだというふうに申し上げておりますので、この点についてもあらためて答弁を頂きたいと思います。

それから原子力損害対策担当理事ですけれど、おっしゃるように確かに高校生についてはその後ですよね。今年に入って、一月か二月でしたかね、それまで中学生以下だったものについて高校生までは月5万円認めましょうということにはなった。だから一定の運動してきた成果というのはあったのだとは理解いたします。でも避難地域復興局長からお話があったように、戻ってないわけですよ。広野町で約5千人に対して700人でしょ。川内村が約3千人に対して一応1200人というのはどういう捉え方をしているかですけど、週4日で以上戻ってきたら帰還者と見なしているというような捉え方を恐らくこの数字はしているんだろうと考えます。そうしますとやっぱり多くの住民の皆さんがまだ戻っておられないという現状を考えますとね、高校生だけの問題に解消できない。そういう旧緊急時避難準備区域の実情があるんだということを前提にして取り組む必要がある。それがそれ以外の特定避難勧奨地点の問題や、避難指示区域外の賠償の継続の問題にも連動する問題ですので、この取組みはやっぱりしっかりとやる必要があるんだと考えますので、その点についてあらためてご見解を頂きたいと思います。

それから生活環境部長ですけれど、危険手当の1万円というのは非常に重要な意味を持ってくと私は思っております。同じ作業をするんだったらやっぱり人間（賃金が高い方に）仕事を選ぶのは当たり前ですよ。なんでこれを言うかということ、いま市町村実施の除染区域のところには住民が毎日生活しているんですね、しかも県民健康調査の推定の被曝線量を見ても県北地域は1ミリ以下が34%しかないんですよ。1～2ミリの間が一番多いんですね、私にも1.9ミリという結果が来ました。だからこのところが（外部被曝が）一番多いんです。県北・県中地域はあの当時ですね、かなり線量を浴びてしまった。それは今もそこに放射能があるんだというふうに考えざるをえないわけで、そこに生活している人の健康対策をどうするかということ考えたときに、国直轄にだけ危険手当がついて、そこに作業員が集中するということが結果的に市町村の除染の作業員が集まらないというようなことを放置していくわけにはいかないんじゃないか。そういう問題として考える必要があるんじゃないかということも申し上げているので、人が生活している問題をしっかりと捉えて除染の作業員確保を考えるべきだと、こういう観点であらためて見解を求めたいと思います。

保健福祉部長には（がん検診が）市町村実施だということはよく存じております。で、がん検診は国の補助金は実は一般財源化されてしまったんですよ、補助金が交

付税化されてしまっていますから、市町村の財政状況によって取組みに相当の格差が生じざるをえない。こういう状況が起きているわけです。国の措置によって。だからこそ県がしっかりと支援した対策が求められている。こういう点で県が取組みがどうなのかということを知っていますので、あらためて県を取組みの姿勢を伺いたいと思います。

再々答弁

知事

精神的損害への賠償については、今後も被害の実態に見合った十分な賠償が確実・迅速になされるよう、協議会の会長である私が先頭に立って、関係団体・市町村と一丸となって取り組んでまいります。

生活環境部長

特殊勤務手当への支給につきましては、勤務の特殊性などからの視点から検討することが必要でありまして、人事院の規則においては、原子力発電所の敷地内やその周辺の区域で業務を行う場合など著しく特殊な業務について特例を定めている。そういったことなどから判断すべきものと考えております。除染従事者のさらなる拡大につきましては、各種講習会等を積極的に開催し引き続き拡大を図ってまいりたいと思っております。

保健福祉部長

がん検診の受診率向上のため、新年度予算におきましても検診の受診機会の拡大あるいは市町村の受診啓発に対する支援を市町村と連携しながら全力で取り組んでまいりたいと考えております。

原子力損害対策担当理事

旧緊急時避難準備区域における賠償につきましては、それぞれの被害の実態に見合った十分な賠償が確実になされるよう強く求めてまいるとともに、住宅福祉を含めた生活再建策と合せて被災者のために頑張ってまいりたいと思っております。

以 上